

ファーストコーポレーション株式会社

定款

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ファーストコーポレーション株式会社と称し、英文では First-corporation Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 建築工事の設計、施工及び監理
2. 土木工事の設計、施工及び監理
3. 地域開発、都市開発に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計及び監理
4. 不動産の売買、賃貸借及び仲介
5. 不動産の管理及びメンテナンス
6. 土地の開発、造成、造園及び請負
7. 建築資材の開発及び販売
8. 工業所有権、著作権、ノウハウその他知的財産に関する権利の取得、販売及び実施許諾
9. 前1号から8号の業務に関するコンサルティング業務
10. 前記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都杉並区に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式の数)

第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の株式を有していないときは、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社にては取り扱わない。

(株主総会の基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末の最終日の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規程)

第13条 株主名簿、新株予約権原簿に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に関する手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に召集し、臨時株主総会は必要がある場合に召集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを召集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を召集し、議長となる。

(株主総会参考資料等のインターネット開示)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提案したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② この場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は15名以内とする。

- ② 前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第21条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 前項の選任については、累積投票の方法によらない。
③ 監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
③ 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- ② 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、役付取締役を若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の承認)

第28条 取締役は、取締役会の承認がなければ、他の会社の取締役となることができない。

- ② 当社は、取締役との間で、競業又は利益相反が予想される取引については、取締役会の承認を得なければならない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印を行う。

(取締役に対する報酬等)

第30条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

(取締役会規程)

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集等)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第36条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印を行う。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任)

第38条 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

② 当社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

③ 当社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

1. 2011 年 6 月 23 日 制定
2. 2012 年 9 月 1 日 改定
3. 2013 年 5 月 14 日 改定
4. 2013 年 8 月 26 日 改定
5. 2014 年 12 月 8 日 改定
6. 2015 年 8 月 27 日 改定
7. 2015 年 10 月 15 日 改定 (効力発生日 2015 年 12 月 1 日)
8. 2018 年 8 月 24 日 改定
9. 2019 年 8 月 23 日 改定
10. 2020 年 8 月 26 日 改定
11. 2021 年 8 月 26 日 改定

上記は、ファーストコーポレーション株式会社の現在定款に相違ありません。

2021 年 8 月 26 日

東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号
ファーストコーポレーション株式会社
代表取締役社長 中村 利秋